

スマートフォン講習会運営業務委託に係る

公募型指名競争入札実施要領(郵便入札)

1. 公募型指名競争入札に付する事項

(1) 事業名

スマートフォン講習会運営業務委託

(2) 事業概要

スマートフォン講習会の開催及びコールセンター運営業務

詳細は別紙「スマートフォン講習会運営業務に係る仕様書」を参照すること。

(3) 事業場所

和泉市内

(4) 履行期限(契約期間)

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

公募型指名競争入札(郵便入札)

(ア) 本入札は郵便入札にて執り行う。

(イ) 入札参加者は、本市ホームページ掲載の「和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱」、「郵便入札について」を熟読の上、配達指定日に到達するよう入札書等を郵送すること。

(ウ) 消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額(総額)から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札書等に記載すること。

(6) 契約の種類

業務委託契約

(7) 入札予定価格

630,000 円(税抜)

(8) 仕様書等関係図書配布

(ア) 配布方法

和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード

(イ) 配布資料

入札実施要領、仕様書、入札参加資格確認申請書兼誓約書、質疑用紙、郵便入札について、郵便入札実施要領、郵便入札参加者心得、指定封筒作成案内、郵便入札注意事項及びチェックシート、辞退届、入札書、契約書案、暴力団排除に関する誓約書

(ウ) 和泉市公式ホームページ

<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kousitu/kikaku/osirase/20727.html>

(エ) 配布期間

入札公表から令和 8 年 6 月 29 日(月)16 時まで

(9) 郵送書類及び郵送方法

(ア) 郵送書類

入札書(当該案件用の入札書を本市ホームページ(上述に記載の URL)からダウンロード)

(イ) 郵送方法

所定の事項を全て記入・押印し、入札書等郵送用指定封筒(当該案件用の封筒を市ホームページ(上述に記載の URL)からダウンロードし作成)に(ア)の書類を同封の上、次の①及び②の両方を満たす方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。

① 次のいずれかの方法で郵送するものであること

- ・ 一般書留
- ・ 簡易書留

② 次のいずれかの方法で配達日等の指定をするものであること

- ・ 配達日指定郵便
- ・ 配達時間帯指定郵便(配達時間帯の区分が「午前 8 時から午前 12 時まで」であること)

(10) 配達指定日

令和 8 年 7 月 13 日(月)

「(9)郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札は、無効とする。

配達指定日以外に到着した入札は、無効とする。

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成 17 年制定)に基づく指名停止などを、本業務の申請日時点から入札日までの間で受けていないこと。

(5) 法令違反により大阪府から参加停止措置を本業務の申請時点で受けていないこと。

- (6) 事業者、事業者の役員又は従業員(以下「事業者関係者」という。)が公表日から過去 10 年間にかけ暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者でないこと。
- (8) 公告日から起算して過去 2 年間で市、国(公社、公団を含む)又は他の地方公共団体との間で、本件業務と同等又は類似する業務に関する契約を 2 件以上締結してこれらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
- (9) 市税を滞納していないもの。(和泉市内に本店、支店又は営業所等が存在する場合)

3. 入札参加申請の提出期間及び場所

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和 8 年 6 月 17 日(水)から令和 8 年 6 月 29 日(月)16時まで

(2) 提出先

〒594-8501

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 市長公室 政策企画室 IT 活用推進担当

(3) 提出書類

①入札参加資格確認申請書兼誓約書

②登記簿謄本の写し(申請日から 3 か月以内に発行されたもの)

③印鑑証明の写し(申請日から 3 か月以内に発行されたもの)

④国税納税証明書「その 3 の 3」の写し(申請日から 3 か月以内に発行されたもの)

⑤市税納税証明書(申請日から 3 か月以内に発行されたもの)

⑥暴力団排除に関する誓約書

※⑤は和泉市内に本社又は営業所等を有する場合に限る

※本市令和 8・9 年度入札参加資格を有する場合、②③④⑤⑥の提出書類は省略可

(4) 提出方法

直接持参または郵送(簡易書留)とする。

郵送(簡易書留)の場合は提出期間内必着(着払不可)とする。

提出後、入札参加資格確認申請書兼誓約書に記載したメールアドレスから、政策企画室 IT 活用推進担当宛てに電子メールを送信すること。件名は【スマートフォン講習会運営業務委託入札参加申請】とし、本文には事業者名および担当者名を記載すること。

※期限内であれば再提出は可能。ただし、簡易書留以外での郵便、提出期限を過ぎて持参したものの、提出期限を過ぎて到着した郵便は無効とする。

4. 通知日時及び方法

入札参加資格確認申請書兼誓約書を提出した者には、参加資格確認結果通知書(指名通知書)を次に掲げる方法で通知する。なお、指名しなかった申請者に対しては、その旨等を通知する。

(1) 通知日時

令和 8 年 7 月 1 日(水)17 時まで

(2) 通知方法

上述 3.(4)にて送られたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

5. 質疑書の提出期間及び方法

質疑がある場合、下記の方法で提出すること。また質疑がない場合もその旨記載し提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 7 月 2 日(木)16 時まで

(2) 提出書類

質疑用紙

(3) 提出方法

電子メール(it@city.osaka-izumi.lg.jp)まで提出する。

件名は【スマートフォン講習会運営業務委託 質疑書】とし、本文には事業者名および担当者名を記載すること。

質疑書提出後、市より受信確認メールを返信するため確認すること。

6. 質疑書回答の日時及び方法

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

(1) 通知日時

令和 8 年 7 月 7 日(火)17 時まで

(2) 通知方法

入札参加資格確認申請書兼誓約書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。

メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

辞退の意を示した者等へは回答しない。

7. 入札(開札)の日時及び場所

(1) 入札(開札)日時

令和 8 年 7 月 14 日(火) 午前 10 時 00 分

(2) 入札(開札)場所

和泉市役所 本館 3 階 3D 会議室

8. 入札保証金に関する事項

和泉市財務規則(昭和 39 年和泉市規則第 12 号)第 90 条第 2 号により免除とする。

9. 入札の効力に関する事項

(1) 入札の辞退

(ア) 入札参加資格確認申請書兼誓約書を提出した者は、配達指定日まで、いつでも入札を辞退することができる。

(イ) 入札を辞退するときは、入札辞退届を本市担当者等に持参か郵送するものとする。ただし、郵送の場合は事前に政策企画室 IT 活用推進担当まで連絡するものとする。

(ウ) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けられるものではない。

(2) 入札の中止

入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき、郵便事情等による事故、及び災害その他やむを得ない理由がある場合には、入札の執行を中止、又は延期することがある。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 入札参加資格のない者のした入札

(イ) 仕様書等関係図書の配付を受けていない者のした入札

(ウ) 一枚の指定封筒に、複数の入札案件の入札書等を同封した入札

(エ) 同一事項の入札について 2 通以上の入札書を提出したとき

(オ) 他人の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札

(カ) 入札書の記載事項が不明瞭なもの、商号又は名称の記載を欠くもの及び代表者名・本市登録印(委任状を提出した場合は代理人名・代理人印)を欠くもの。

(キ) 入札書の金額を訂正したもの及び金額の記載の不明瞭なもの。

(ク) 本要領の「1.公募型指名競争入札に付する事項(9)郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札

(ケ) 配達指定日以外の日に到達した入札(入札を延期した場合を除く。)

(コ) 指定封筒に件名、差出人名等が記載されていないもの、件名が確認できないもの及び指定封筒に登録印で封かん(割印)のないもの

(サ) 入札事務を執行する市職員の指示に従わない者のした入札

(シ) 入札書に内訳額の記載を求められた入札で、入札書の内訳額の合計額と入札書の総額が同一でないもの

(ス) その他、入札条件に違反した者

(4) 入札書記入

消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税額相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。なお、予定価格を超過した場合は失格とする。

(5) 落札者の決定

入札比較価格(入札予定価格より消費税及び地方消費税額相当額を差し引いた金額)の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。入札は1回限りとし、入札比較価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、不調とする。入札比較価格の制限の範囲内で、落札者となるべき同価格の入札者が2名以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することは出来ず、入札立会人により抽選を行うものとする。

(6) 契約金額の決定

入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって契約金額とする。
(ただし、端数は円未満切捨)

10. その他入札について必要な事項

(1) 契約保証金

和泉市財務規則第104条第3号により免除

(2) 違約金徴収

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(3) 契約の締結

落札者は、落札決定日の翌日から7日以内に契約締結をしなければならない。7日以内に契約締結をしない場合は、契約締結の意思なきものとみなし、落札者としての権利を失うことがある。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 委託金等の支払

完了払いとし、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

(6) 適用法令

地方自治法、地方自治法施行令、和泉市財務規則

(7) 失格事項

次の事項に該当した者は原則失格として扱い、本入札の参加資格を失うものとする。

(ア) 入札参加資格確認申請書兼誓約書等を指定された期限までに提出することができなかった者

(イ) 参加資格確認結果通知書で入札参加資格を有と認められなかった者

(ウ) 和泉市の指示に従わなかった者

(エ) 本要領の「2.入札に参加する者に必要な資格」の条件を満たさなくなった者

【問合せ先】

和泉市市長公室政策企画室 IT 活用推進担当 担当:岩野

TEL:0725-99-8114(直通)

e-mail:it@city.osaka-izumi.lg.jp

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号